

公布した条例一覧

令和 7 年

公布 番号	条例名
25	杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例
26	杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例
27	杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例
28	杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例
29	杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
30	杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
31	杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
32	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
33	杉並区特別区税条例の一部を改正する条例
34	杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
35	杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例
36	杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第 2 5 号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成 1 2 年杉並区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考 1 0 を備考 1 1 とし、備考 1 から備考 9 までを備考 2 から備考 1 0 までとし、同表に備考 1 として次のように加える。

- 1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が一である複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。備考 1 2 において同じ。）の住宅部分の手数料の額は、1 2 3 の 6 の項ア（ア）若しくは同項イ（ア）又は 1 2 3 の 7 の項ア（ア）若しくは同項イ（ア）に掲げる額とする。

別表第 1 備考に次のように加える。

- 1 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定審査手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定変更審査手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、1 2 3 の 8 の 3 の項ア（ア）若しくは同項イ（ア）、1 2 3 の 8 の 4 の項ア（ア）若しくは同項イ（ア）、1 2 3 の 8 の 5 の項ア（ア）若しくは同項イ（ア）、1 2 3 の 9 の項ア（ア）若しくは同項イ（ア）又は 1 2 3 の 1 0 の項ア（ア）若しくは同項イ（ア）に掲げる額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第 2 6 号

杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区保育料等に関する条例（平成 2 7 年杉並区条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（第 1 子に係る保育料）

第 4 条の 2 第 3 条第 2 項第 2 号、第 3 条の 2 及び前条の規定にかかわらず、政令第 1 4 条に規定する特定被監護者等のうち、最年長者（特定教育・保育等を受ける満 3 歳未満保育認定子どもに限る。）に係る保育料の額は、規則で定めるところによる。

第 5 条中「前 3 条」を「第 3 条から前条まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の 2 の規定は、令和 7 年 9 月以後の月分の保育料について適用し、同年 8 月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<u>(第1子に係る保育料)</u> <u>第4条の2 第3条第2項第2号、第3条の2及び前条の規定にかかわらず、政令第14条に規定する特定被監護者等のうち、最年長者（特定教育・保育等を受ける満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る保育料の額は、規則で定めるところによる。</u> (区立子供園に係る保育料) 第5条 <u>第3条から前条までの規定にか</u>かわらず、杉並区立子供園条例（平成21年杉並区条例第42号）第1条に規定する杉並区立子供園における特定教育・保育又は特別利用教育を受ける教育・保育給付認定子どもの保育料については、同条例の定めるところによる。	(区立子供園に係る保育料) 第5条 <u>前3条</u>の規定にかかわらず、杉並区立子供園条例（平成21年杉並区条例第42号）第1条に規定する杉並区立子供園における特定教育・保育又は特別利用教育を受ける教育・保育給付認定子どもの保育料については、同条例の定めるところによる。

杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年6月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第27号

杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例

杉並区立学校設置条例（昭和３５年杉並区条例第１号）の一部を次のように改正する。

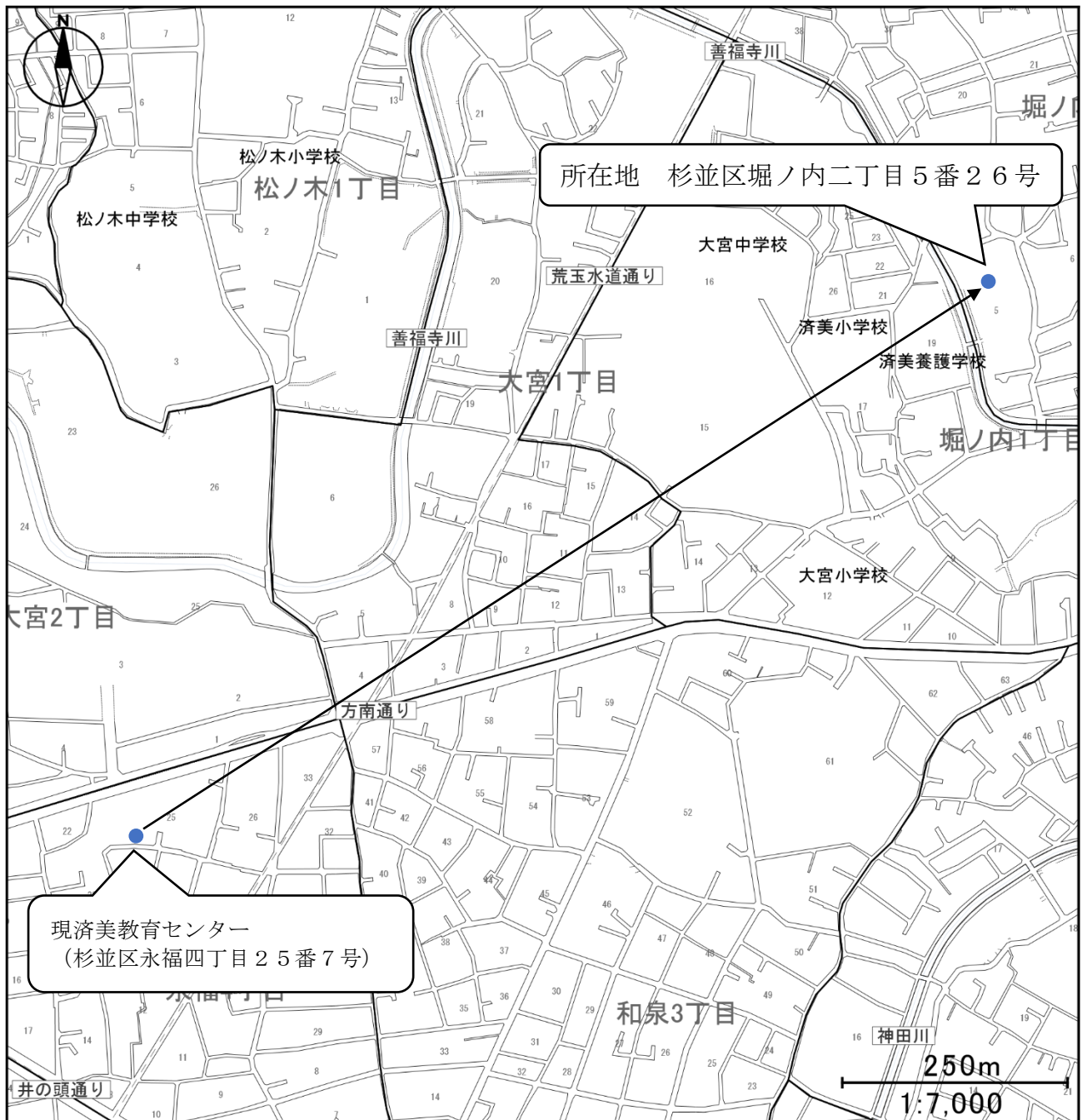
別表の３の項中「杉並区堀ノ内一丁目１９番２５号」を
「杉並区堀ノ内一丁目１
杉並区堀ノ内二丁目５
番２５号
に改める。
番２６号」

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

案 内 図

杉並区立済美養護学校
杉並区立済美教育センター

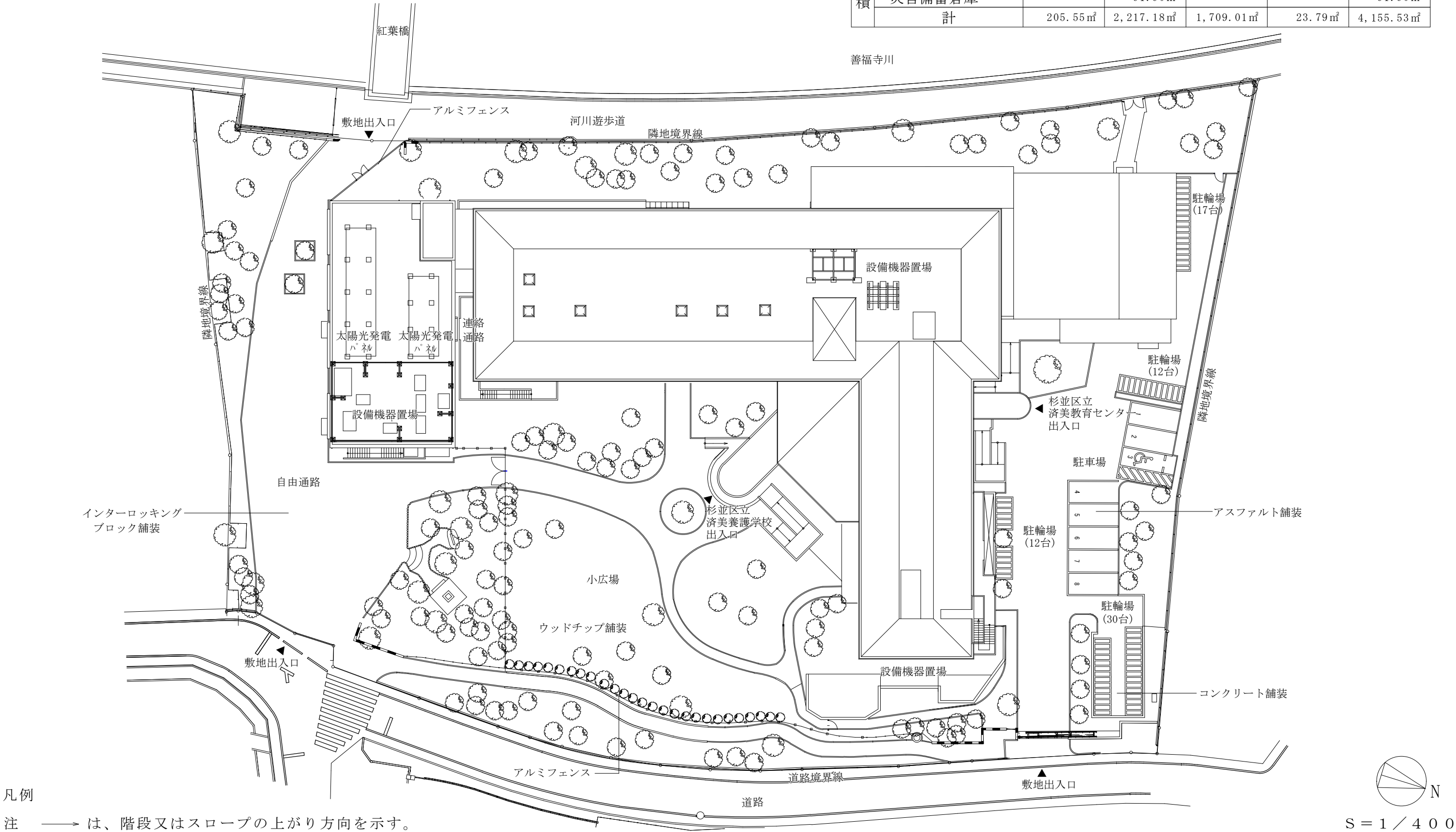


杉並区立済美養護学校

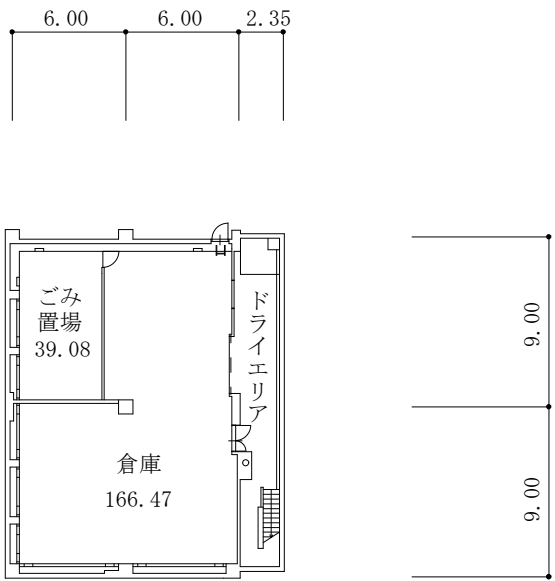
杉並区立済美教育センター

配置図

構 造		鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地下1階、地上2階建て				
敷 地 面 積		6,956.45㎡				
建 築 面 積		2,306.85㎡				
延床面積		地下1階	1階	2階	屋上	計
	済美養護学校	—	1,757.79㎡	357.16㎡	23.79㎡	2,138.74㎡
	済美教育センター	205.55㎡	367.49㎡	1,351.85㎡	—	1,924.89㎡
	災害備蓄倉庫	—	91.90㎡	—	—	91.90㎡
	計	205.55㎡	2,217.18㎡	1,709.01㎡	23.79㎡	4,155.53㎡



杉並区立済美教育センター 平面図



地下 1 階平面図

凡例

注 1 $\longrightarrow$ は、階段の上がり方向を示す。

注 2 寸法の単位は、mとする。

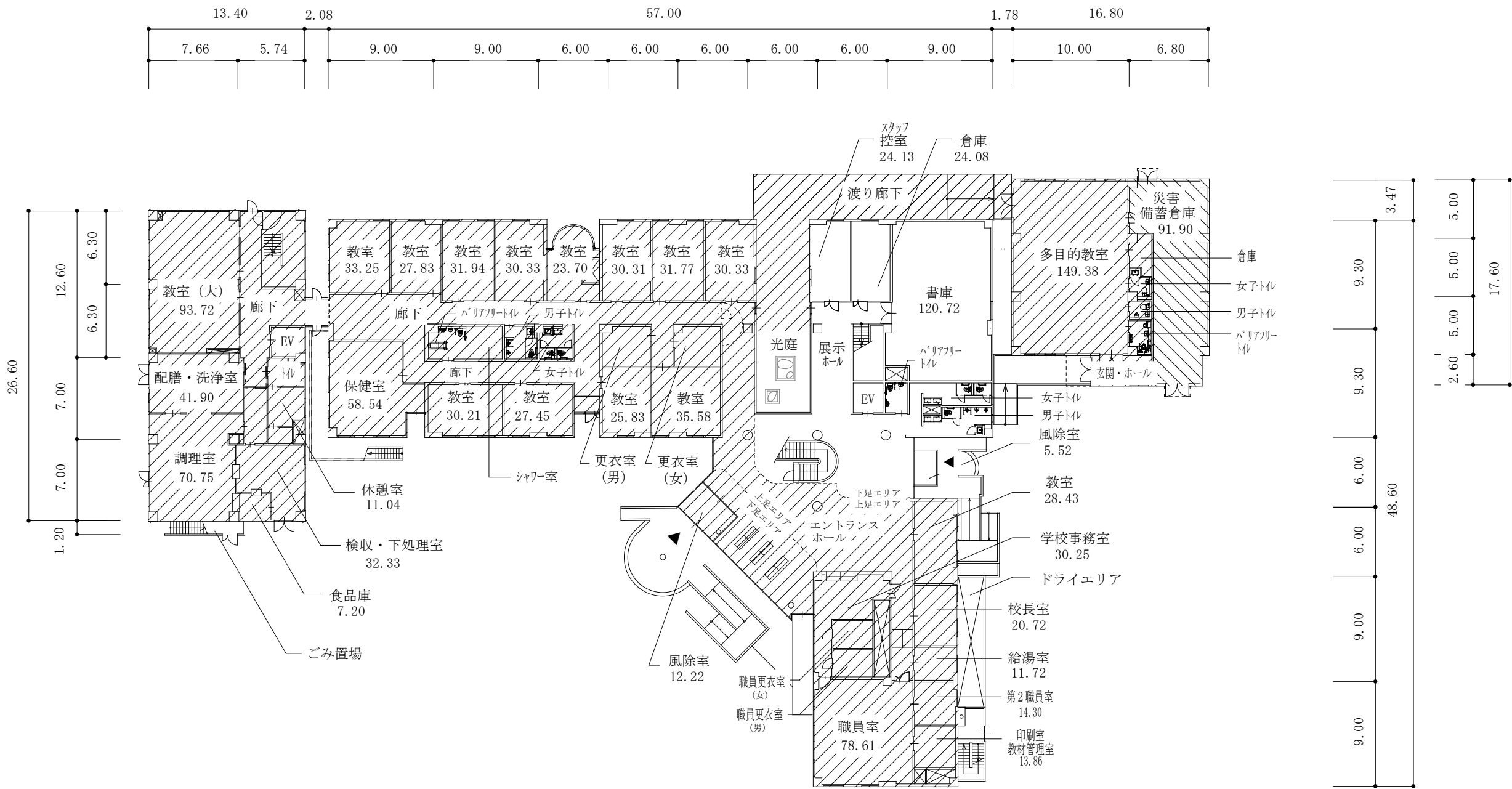
注 3 各室の数字は、面積(m²)を示す。

：杉並区立済美教育センター

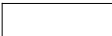
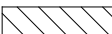
杉並区立済美養護学校

平面図

杉並区立済美教育センター



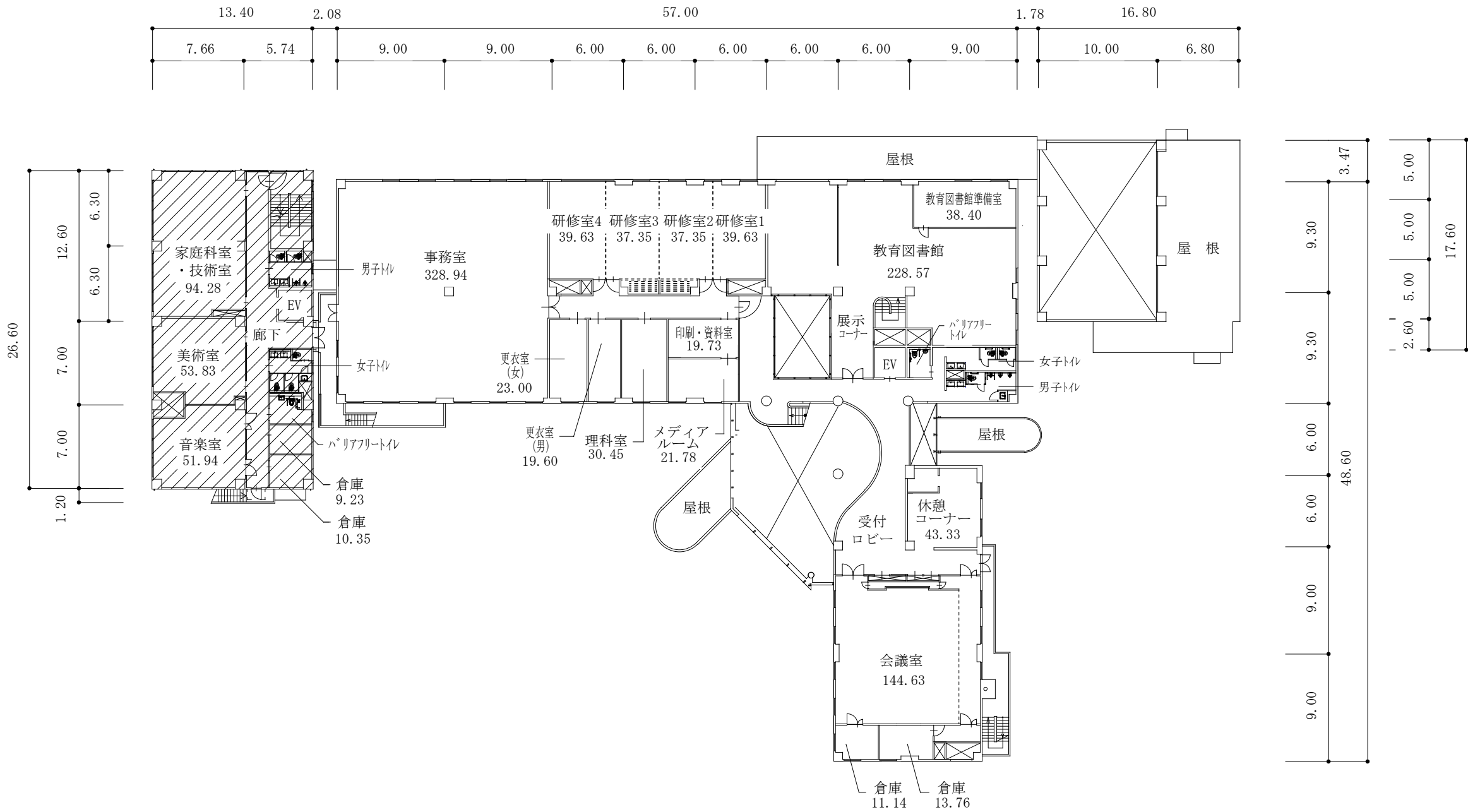
1 階平面図

- 凡例
- 注 1 ▲は、主要出入口を示す。
- 注 2  は、パイプスペース又は吹抜けを示す。
- 注 3  は、階段又はスロープの上がり方向を示す。
- 注 4 寸法の単位は、mとする。
- 注 5 各室の数字は、面積(㎡)を示す。
-  : 杉並区立済美養護学校
-  : 杉並区立済美教育センター
-  : 災害備蓄倉庫

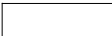
杉並区立済美養護学校

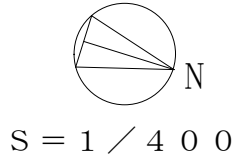
平面図

杉並区立済美教育センター

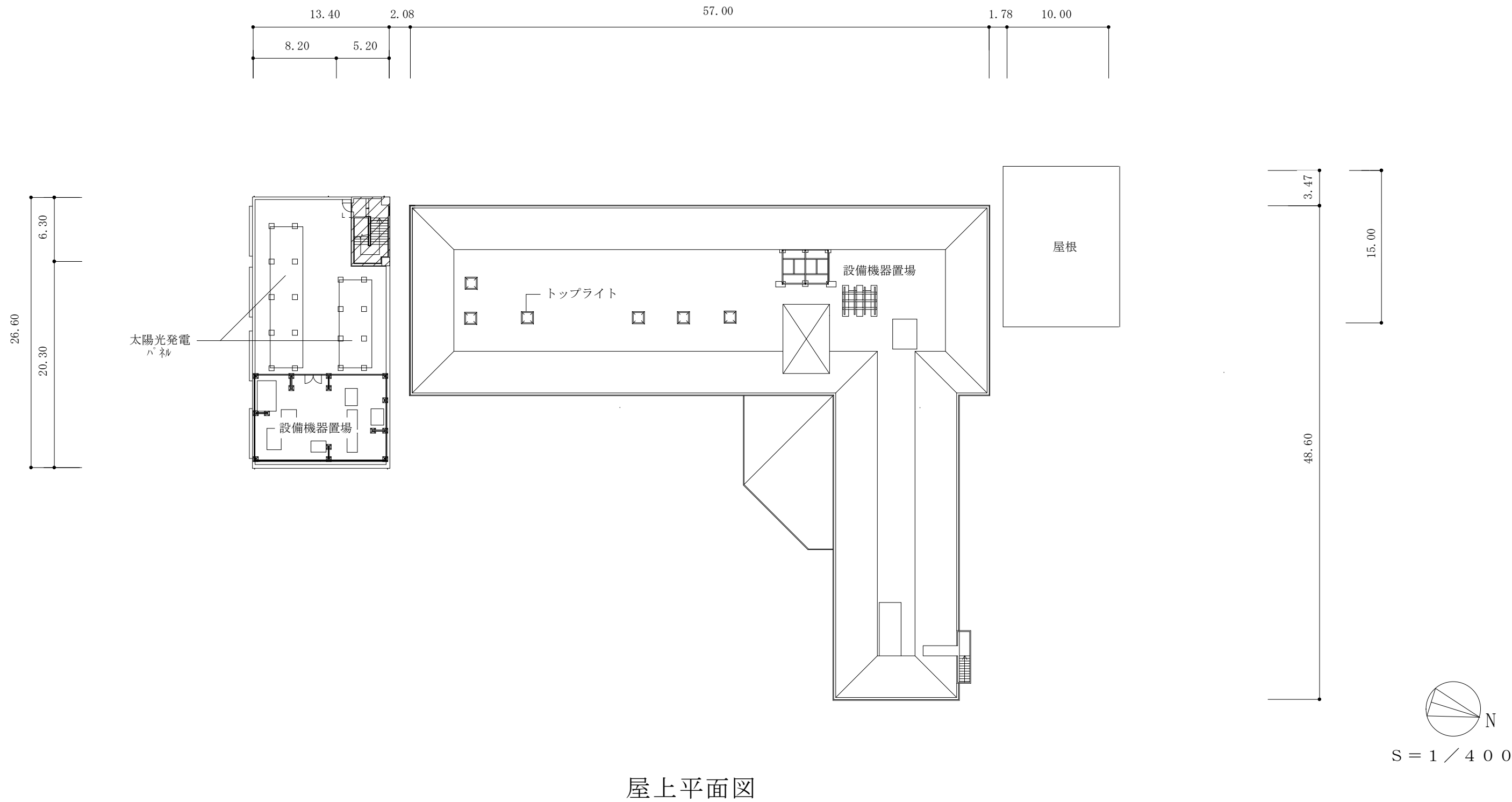


2階平面図

- 凡例
- 注1  は、パイプスペース又は吹抜けを示す。
- 注2  は、階段の上がり方向を示す。
- 注3 寸法の単位は、mとする。
- 注4 各室の数字は、面積(㎡)を示す。
-  : 杉並区立済美養護学校
-  : 杉並区立済美教育センター



杉並区立済美養護学校 平面図



屋上平面図

- 凡例
- 注1 は、吹抜けを示す。
- 注2 は、階段の上がり方向を示す。
- 注3 寸法の単位は、mとする。
- : 杉並区立済美養護学校

杉並区立済美養護学校
杉並区立済美教育センター

透視図



実施設計時に作成

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第 2 8 号

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例

杉並区立済美教育センター条例（昭和 3 9 年杉並区条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「杉並区永福四丁目 2 5 番 7 号」を「杉並区堀ノ内二丁目 5 番 2 6 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(設置) 第1条 杉並区における教育の充実及び振興を図るため、杉並区立済美教育センター（以下「センター」という。）を<u>杉並区堀ノ内二丁目5番26号</u>に設置する。 2 略	(設置) 第1条 杉並区における教育の充実及び振興を図るため、杉並区立済美教育センター（以下「センター」という。）を<u>杉並区永福四丁目25番7号</u>に設置する。 2 略

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第 2 9 号

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年杉並区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 1 項及び第 2 項」を「第 1 9 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 1 4 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 1 5 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。

第 1 5 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 1 5 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 1 5 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- （1） 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- （2） 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

2 勤務時間条例第16条の2の2第1項、学校教育職員勤務時間条例第19条の2の2第1項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間(その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をいう。)に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第16条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第17条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の

条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに <u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u> の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに <u>第19条第1項及び第2項</u> の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。
(部分休業をすることができない職員)	(部分休業をすることができない職員)
第14条 略	第14条 略
(1) 略	(1) 略
(2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。 <u>次条において同じ。</u> ）	(2) 勤務日の日数 <u>及び勤務日ごとの勤務時間</u> を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く_____。）
(<u>第1号部分休業</u> の承認)	(<u>部分休業</u> の承認)
第15条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業</u> （以下「第1	第15条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号の規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条</u>

号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。	
2 勤務時間条例第15条第1項、学校教育職員勤務時間条例第18条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定による育児時間の承認、勤務時間条例第16条の2第1項、学校教育職員勤務時間条例第19条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認又は勤務時間条例第16条の2の2第1項、学校教育職員勤務時間条例第19条の2の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第15条第1項、学校教育職員勤務時間条例第18条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項の規定による育児時間の承認、勤務時間条例第16条の2第1項、学校教育職員勤務時間条例第19条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認又は勤務時間条例第16条の2の2第1項、学校教育職員勤務時間条例第19条の2の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間	3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間

を超えない範囲内で行うものとする。
 ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は杉並区教育委員会規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における第1号部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

を超えない範囲内で行うものとする。
 ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は杉並区教育委員会規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

2 勤務時間条例第16条の2の2第1項、学校教育職員勤務時間条例第19条の2の2第1項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2の2第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の

勤務日 1 日当たりの平均勤務時間
(全勤務日の勤務時間の合計を当該
全勤務日の日数で除して得た時間
(その時間に 1 分未満の端数がある
ときは、これを切り捨てた時間) を
いう。)に 1 0 を乗じて得た時間
 (育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定
 める特別の事情)

第 1 5 条の 5 育児休業法第 1 9 条第 3
項の条例で定める特別の事情は、配偶
者又はパートナーシップ関係の相手方
が負傷又は疾病により入院したこと、
配偶者又はパートナーシップ関係の相
手方と別居したことその他の同条第 2
項の規定による申出時に予測すること
ができなかった事実が生じたことによ
り同条第 3 項の規定による変更 (以下
「第 3 項変更」という。)をしなけれ
 ば同項の職員の小学校就学の始期に達
 するまでの子の養育に著しい支障が生
 じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業における給与の減額)

第 1 6 条 職員が育児休業法第 1 9 条第
1 項に規定する部分休業の承認を受け
 て勤務しない場合には、杉並区職員の
 給与に関する条例 (昭和 5 0 年杉並区
 条例第 9 号。以下「給与条例」とい
 う。) 第 1 8 条第 1 項、杉並区学校教
 育職員の給与に関する条例 (平成 1 9

(部分休業における給与の減額)

第 1 6 条 職員が部分休業
の承認を受け
 て勤務しない場合には、杉並区職員の
 給与に関する条例 (昭和 5 0 年杉並区
 条例第 9 号。以下「給与条例」とい
 う。) 第 1 8 条第 1 項、杉並区学校教
 育職員の給与に関する条例 (平成 1 9

年杉並区条例第11号。以下「学校教育職員給与条例」という。)第21条第1項、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年杉並区条例第18号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第19条第1項並びに杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年杉並区条例第18号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第9条第1項及び第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条、学校教育職員給与条例第24条、幼稚園教育職員給与条例第22条及び会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに会計年度任用職員給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

年杉並区条例第11号。以下「学校教育職員給与条例」という。)第21条第1項、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年杉並区条例第18号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第19条第1項並びに杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年杉並区条例第18号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第9条第1項及び第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条、学校教育職員給与条例第24条、幼稚園教育職員給与条例第22条及び会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに会計年度任用職員給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第17条 第11条の規定は、部分休業について準用する。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第 3 0 号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 0 年杉並区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 4 第 1 項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第 1 6 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第 1 6 条の 6 任命権者は、杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年杉並区条例第 1 号。以下この項において「育児休業条例」という。）第 1 8 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置
 - （2） 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - （3） 育児休業条例第 1 8 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければ

ばならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第16条の6第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。 2 略 <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)</u> <u>第16条の6 任命権者は、杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号。以下この項において「育児休業条例」という。）第18条第1項の措置を講ずるに当たって</u>	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。 2 略

は、同項の規定による申出をした職員
(以下この項において「申出職員」と
いう。) に対して、次に掲げる措置を
講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立
に資するものとして規則で定める制
度又は措置(次号において「出生時
両立支援制度等」という。) その他
の規則で定める事項を知らせるため
の措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求等
に係る申出職員の意向を確認するた
めの措置

(3) 育児休業条例第18条第1項の
規定による申出に係る子の心身の状
況又は育児に関する申出職員の家庭
の状況に起因して当該子の出生の日
以後に発生し、又は発生することが
予想される職業生活と家庭生活との
両立の支障となる事情の改善に資す
るものとして規則で定める事項に係
る申出職員の意向を確認するための
措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養
育する職員(以下この項において「対
象職員」という。) に対して、規則で
定める期間内に、次に掲げる措置を講
じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立

に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第 3 1 号

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 1 1 年杉並区条例第 3 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 9 条中「添付」を「当該粗大ごみに貼付」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、インターネットを利用する方法により第 4 4 条第 1 項の粗大ごみの廃棄物処理手数料を納付した占有者が粗大ごみを排出するときは、規則で定める事項を当該粗大ごみに表示しなければならない。

第 3 0 条中「添付」を「貼付」に改める。

第 4 5 条第 1 項中「納付した者」の次に「（第 2 9 条第 2 項の方法により廃棄物処理手数料を納付した者を除く。）」を加える。

別表の 1 の部中「添付」を「貼付」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
（粗大ごみの排出方法） 第 2 9 条 占有者は、粗大ごみを排出するときは、規則で定める廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第 4 5 条第 1 項の有料粗大ごみ処理券を<u>当該粗大ごみに貼付</u>しなければならない。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、インターネットを利用する方法により第 4 4 条第 1 項の粗大ごみの廃棄物処理手数料を納付した占有者が粗大ごみを排出するときは、規則で定める事項を当該粗大ごみに表示しなければならない。</u> （事業系一般廃棄物等の排出方法） 第 3 0 条 事業者は、区長の収集及び運搬する事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を容器等で排出するときは、収納する容器等の容量に相当する第 4 6 条第 1 項の有料ごみ処理券を<u>貼付</u>しなければならない。ただし、これにより難いと区長が認め	（粗大ごみの排出方法） 第 2 9 条 占有者は、粗大ごみを排出するときは、規則で定める廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第 4 5 条第 1 項の有料粗大ごみ処理券を<u>添付</u>_____しなければならない。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 （事業系一般廃棄物等の排出方法） 第 3 0 条 事業者は、区長の収集及び運搬する事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を容器等で排出するときは、収納する容器等の容量に相当する第 4 6 条第 1 項の有料ごみ処理券を<u>添付</u>しなければならない。ただし、これにより難いと区長が認め

るとき、又は臨時に排出するときは、
区長の指示に従わなければならない。

(有料粗大ごみ処理券の交付)

第45条 区長は、前条第1項の粗大ご
みの廃棄物処理手数料をあらかじめ納
付した者(第29条第2項の方法によ
り廃棄物処理手数料を納付した者を除
く。)に有料粗大ごみ処理券を交付す
る。

2 略

るとき、又は臨時に排出するときは、
区長の指示に従わなければならない。

(有料粗大ごみ処理券の交付)

第45条 区長は、前条第1項の粗大ご
みの廃棄物処理手数料をあらかじめ納
付した者_____

_____に有料粗大ごみ処理券を交付す
る。

2 略

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第 3 2 号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 2 年杉並区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 4 第 1 項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第 1 8 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第 1 8 条の 6 教育委員会は、杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年杉並区条例第 1 号。以下この項において「育児休業条例」という。）第 1 8 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 育児休業条例第 1 8 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第2条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第1項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第20条の3の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第20条の4 教育委員会は、杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号。以下この項において「育児休業条例」という。）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第18条の6第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

3 教育委員会は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第20条の4第2項の規定の例

により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第18条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。 2 略 <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）</u> <u>第18条の6 教育委員会は、杉並区職</u>	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第18条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。 2 略

員の育児休業等に関する条例（平成 4 年杉並区条例第 1 号。以下この項において「育児休業条例」という。）第 18 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１） 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

（２） 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

（３） 育児休業条例第 18 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において

「対象職員」という。) に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置
(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
(3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
3 教育委員会は、第１項第３号又は前項第３号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第２条による改正（杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第20条の2 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 略

(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)

第20条の4 教育委員会は、杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号。以下この項において「育児休業条例」という。）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第20条の2 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 略

(1) 申出職員の仕事と育児との両立
に資するものとして教育委員会規則
で定める制度又は措置（次号におい
て「出生時両立支援制度等」とい
う。）その他の教育委員会規則で定
める事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求等
に係る申出職員の意向を確認するた
めの措置

(3) 育児休業条例第18条第1項の
規定による申出に係る子の心身の状
況又は育児に関する申出職員の家庭
の状況に起因して当該子の出生の日
以後に発生し、又は発生することが
予想される職業生活と家庭生活との
両立の支障となる事情の改善に資す
るものとして教育委員会規則で定め
る事項に係る申出職員の意向を確認
するための措置

2 教育委員会は、3歳に満たない子を
養育する職員（以下この項において
「対象職員」という。）に対して、教
育委員会規則で定める期間内に、次に
掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立
に資するものとして教育委員会規則
で定める制度又は措置（次号におい
て「育児期両立支援制度等」とい
う。）その他の教育委員会規則で定

める事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第 3 3 号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和 3 9 年杉並区条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 2 4 条第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 2 5 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 5 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 2 5 条の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 2 5 条の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 2 条の 2 の 2 を削る。

附則第 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係る特別区たばこ税の課税標準の特例）

第 6 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 4 8 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 4 8 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 4 9 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 5 0 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙

巻たばこ（第48条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第49条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第49条の2の規定により製造たば

ことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定 令和8年4月1日

(2) 附則第2条の2の2を削る改正規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

第2条 改正後の杉並区特別区税条例(以下「新条例」という。)第18条及び第24条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の特別区民税(以下「区民税」という。)について適用し、令和7年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第24条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の2第1項第3号及び第25条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第25条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第24条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第25条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正前の杉並区特別区税条例(以下この条において「旧条例」という。)第24条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第25条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第25条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年

金等」という。)について提出する新条例第25条の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第25条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第6条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、杉並区特別区税条例第48条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第50条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第6条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 杉並区特別区税条例第50条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第6条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第6条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(所得控除)	(所得控除)
第18条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	第18条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
(区民税の申告)	(区民税の申告)
第24条 第10条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告	第24条 第10条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告

医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第11条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 略

（区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第25条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経

医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第11条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 略

（区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第25条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経

由して、区長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の3 所得税法第203条の6

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第37条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者

由して、区長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) 略

2～6 略

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の3 所得税法第203条の6

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第37条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）_____

であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者
(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～5 略

附 則

_____を有する者
(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) 略

2～5 略

附 則

(公益法人等に係る区民税の課税の特例)

第2条の2の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項

から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。) を同条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第 40 条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。) に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る区民税の所得割を課する。

(加熱式たばこに係る特別区たばこ税の課税標準の特例)

第 6 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後
に第 48 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。) が行われた加熱式たばこ(第 48 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 49 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。) に係る第 50 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第 48 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項におい

て同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品

目ごとの１個をもつて紙巻たばこの

２０本に換算する方法

２ 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３ 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４ 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第４９条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（１） 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものの

（２） 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第４９条の２の規定により製

造たばことみなされるものを除
く。)と併せて喫煙の用に供される
加熱式たばこ(同条の規定により製
造たばことみなされるものに限
る。)であつて当該加熱式たばこの
みの品目のもの

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	1 特定親族特別控除の創設等 所得割の納税義務者が、特定親族※を有する場合には、特定親族特別控除として、その者の前年の総所得金額等から、当該特定親族の前年の合計所得金額に応じた控除額を控除すること等とする。 ※ 所得割の納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者を除く。）等のうち、前年の合計所得金額が58万円を超え123万円以下であるもの （区税条例第18条、第24条、第25条の2及び第25条の3・地方税法第314条の2、第317条の2、第317条の3の2及び第317条の3の3）	令和8年 1月1日	令和8年度以後の年度分の区民税に適用
特別区たばこ税	2 加熱式たばこに係る特別区たばこ税の課税標準の特例の創設 加熱式たばこは、紙巻たばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、加熱式たばこの重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する※方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻たばこ1本に換算すること等とする。 ※ 令和8年4月1日から同年9月30日までの間は、改正前の課税方式により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した本数と、改正後の課税方式により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した本数との合計数によるものとする。 （区税条例附則第6条の2の2及び改正条例附則第3条・地方税法附則第30条の3及び改正法附則第11条）	令和8年 4月1日	—

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第 3 4 号

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 1 8 年杉並区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

第 1 条中「第 3 条第 2 項及び」を「第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに」に改め、「第 7 条第 1 項」の次に「並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項」を、「知識経験」の次に「又は優れた識見」を、「定めた採用」の次に「及び任期を定めて採用された職員の給与の特例」を加える。

第 2 条中「任命権者は」の次に「、前項の規定によるほか」を加え、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

第 3 条中「前条」を「前条各項」に、「当該職員」を「当該任期付職員」に改める。

第 4 条中「第 2 条の」を「第 2 条各項の」に、「任期付職員」を「同条第 2 項の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第 7 条とし、第 3 条の次に次の 3 条を加える。

（給与に関する特例）

第 4 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第 1 の特定任期付職員給料表を適用する。

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第2の号給別基準職務表に従い、前項の特定任期付職員給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の特定任期付職員給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。）又は同表8号俸の額に相当する額とすることができる。
- 4 第2項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）

第5条 特定任期付職員に対する杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。）第4条、第24条の2第1項及び第2項、第27条、第29条第2項、第30条第2項並びに第31条第1項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年杉並区条例第1号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第24条の2第1項及び第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第27条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第29条第2項ただし書中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100」と、給与条例第30条第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の135」とあるのは「特定任期付職員にあつては100分の92.5」と、給与条例第31条第1項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあ

るのは「特定任期付職員」とする。

(給与条例の規定の適用除外)

第6条 給与条例第5条、第6条、第9条から第13条まで及び第15条の規定は、
特定任期付職員には適用しない。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第4条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	円 392,000
2	433,000
3	483,000
4	544,000
5	614,000
6	697,000
7	789,000

別表第2 (第4条関係)

号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して 従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して 従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して 従事する特に困難な職務

4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項の規定による職員の採用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例新旧
対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<u>杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）<u>第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 （任期を定めた採用） 第2条 <u>任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u> <u>2 任命権者は、前項の規定によるほ</u>	<u>杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）<u>第3条第2項及び</u><u>第7条第1項</u>____<u>の規定に基づき、専門的な知識経験</u>____<u>を有する者の任期を定めた採用</u>____<u>に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （任期を定めた採用） 第2条 _____<u>任命権者は</u>_____

か、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1)～(4) 略

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該任期付職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1の特定任期付職員給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて別表第2の号給別基準職務表に従い、前項の特定任期付職員給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支

___、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1)～(4) 略

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条___の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該職員___の同意を得なければならない。

給しなければならない。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の特定任期付職員給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。）又は同表8号俸の額に相当する額とすることができ
る。

4 第2項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）

第5条 特定任期付職員に対する杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。）第4条、第24条の2第1項及び第2項、第27条、第29条第2項、第30条第2項並びに第31条第1項の規定の適用については、給与

条例第4条中「この条例」とあるのは
「この条例及び杉並区の一般職の任期
付職員の採用及び給与の特例に関する
条例（平成18年杉並区条例第1号。
以下「任期付職員採用条例」とい
う。）第4条の規定」と、給与条例第
24条の2第1項及び第2項中「第1
0条第1項の規定に基づき指定する職
員」とあるのは「特定任期付職員」
と、給与条例第27条中「この条例に
定める」とあるのは「この条例及び任
期付職員採用条例第4条に規定する」
と、給与条例第29条第2項ただし書
中「第10条第1項の規定に基づき指
定する職員の期末手当の額は、職員の
給与月額に100分の107.5」と
あるのは「特定任期付職員の期末手当
の額は、職員の給与月額に100分の
100」と、給与条例第30条第2項
中「第10条第1項の規定に基づき指
定する職員にあつては100分の13
5」とあるのは「特定任期付職員にあ
つては100分の92.5」と、給与
条例第31条第1項中「第10条第1
項の規定に基づき指定する職員」とあ
るのは「特定任期付職員」とする。

（給与条例の規定の適用除外）

第6条 給与条例第5条、第6条、第9
条から第13条まで及び第15条の規

定は、特定任期付職員には適用しない。

(委任)

第7条 第2条各項の規定により任期を
定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則（学校教育職員（杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）第2条で定める者をいう。）にあっては、特別区人事委員会の承認を得て定める杉並区教育委員会規則）で定める。

(委任)

第4条 第2条の 規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則（学校教育職員（杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）第2条で定める者をいう。）にあっては、特別区人事委員会の承認を得て定める杉並区教育委員会規則）で定める。

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第 3 5 号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例（昭和 3 6 年杉並区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「基づき」の次に「法第 2 4 条第 1 項の規定による保育を行うため」を加え、同項の表杉並区立堀ノ内東保育園の項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（事業）

第 1 条の 2 保育所及び保育事業所（以下「保育所等」という。）は、前条に定めるもののほか、法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業その他区長が必要と認める事業を行うものとする。

第 3 条から第 5 条までを削る。

第 6 条第 1 項中「保育所及び保育事業所（以下「保育所等」という。）」を「保育所等」に改め、同条第 2 項中「（指定管理保育所を除く。次条第 2 項において同じ。）」を削り、同条第 3 項を削り、同条を第 3 条とする。

第 7 条第 3 項を削り、同条を第 4 条とする。

第 8 条から第 1 0 条までを削り、第 1 1 条を第 5 条とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例（以下「保育所等条例」という。）第 1 条第 1 項の改正規定（同項の表杉並区立堀ノ内東保育園の項を削る部分を除く。）、同条の次に 1 条を加える改正規定及び保育所等条例第 6 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において指定管理者であったものに係る改正前の保

育所等条例第 8 条及び第 9 条の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 杉並区保育料等に関する条例（平成 27 年杉並区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「（指定管理者が管理するものを除く。）」を削る。

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

新 条 例	旧 条 例
(設置)	(設置)
第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき <u>法第24条第1項の規定による保育を行うため、杉並区立保育所（以下「保育所」という。）を次のとおり設置する。</u>	第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき_____
2 略	2 略
(事業)	
第1条の2 <u>保育所及び保育事業所（以下「保育所等」という。）は、前条に定めるもののほか、法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業その他区長が必要と認める事業を行うものとする。</u>	
	(指定管理者による管理)
	第3条 <u>区長は、保育所の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、保育所の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。</u>

- (1) 指定管理者が管理する保育所
(以下「指定管理保育所」とい
う。) における保育事業に関する業
務
- (2) 指定管理保育所の施設及び設備
の維持管理 (大規模の修繕を除
く。) に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区
長が必要と認める業務
(管理の業務を行うことができない法人
等)

第3条の2 区議会議員が無限責任社
員、取締役、執行役若しくは監査役又
はこれらに準ずべき者、支配人及び清
算人 (以下この条において「無限責任
社員等」という。) となつている法人
その他の団体は、指定管理者として管
理の業務を行うことができない。

2 区長又は副区長が無限責任社員等と
なつている法人その他の団体 (区が資
本金、基本金その他これらに準ずるも
のの2分の1以上を出資しているもの
を除く。次項において同じ。) は、指
定管理者として管理の業務を行うこと
ができない。

3 杉並区教育委員会の教育長若しくは
委員、杉並区選挙管理委員会の委員、
杉並区監査委員又は杉並区農業委員
会の委員 (以下この項において「委員

等」という。)が無限責任社員等とな
っている法人その他の団体は、委員等
のそれぞれの職務に関し、指定管理者
として管理の業務を行うことができな
い。

(指定管理者の指定)

第4条 区長は、指定管理者を指定しよ
うとするときは、特別の事情があると
認める場合を除き、公募するものとす
る。

2 指定管理者としての指定を受けよう
とするものは、規則で定めるところに
より、区長に申請しなければならない
い。

3 区長は、前項の規定による申請があ
つたときは、次に掲げる基準により最
も適切な管理を行うことができると認
めるものを指定管理者の候補者として
選定し、区議会の議決を経て指定管理
者に指定するものとする。

(1) 管理の業務について相当の知識
及び経験を有すること。

(2) 安定した経営基盤を有するこ
と。

(3) 法その他の関係法令及び条例の
規定を遵守し、安定した質の高い保
育事業を実施することができるこ
と。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区

(休業日)

第3条 保育所等

_____の休業日は、
次に掲げる日とする。

(1)～(3) 略

2 前項の規定にかかわらず、区長は、
特に必要があると認めるときは、保育
所等 _____
_____の休業日を変更

長が別に定める基準

4 前3項の規定にかかわらず、区長
は、指定管理者の指定期間の満了に伴
い指定管理者を指定する場合で、指定
管理者として指定されているもの（以
下「現指定管理者」という。）から提
出させた規則で定める書類を審査し、
かつ、前項各号に掲げるもののほか、
管理の業務の実績、保育事業の継続
性、入所者に及ぼす影響等を総合的に
勘案して、現指定管理者に引き続き管
理を行わせることが相当と認めるとき
は、公募をしないで現指定管理者を指
定管理者の候補者として選定し、区議
会の議決を経て指定管理者に指定する
ことができる。

(指定管理者の告示)

第5条 区長は、指定管理者を指定した
ときは、遅滞なくその旨を告示するも
のとする。

(休業日)

第6条 保育所及び保育事業所（以下
「保育所等」という。）の休業日は、
次に掲げる日とする。

(1)～(3) 略

2 前項の規定にかかわらず、区長は、
特に必要があると認めるときは、保育
所等（指定管理保育所を除く。次条第
2項において同じ。）の休業日を変更

することができる。

(開所時間)

第4条 略

2 略

することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、指定管理保育所の休業日を変更することができる。

(開所時間)

第7条 略

2 略

- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、指定管理保育所の開所時間を変更することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

- 第8条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後)、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(指定管理保育所の延長保育の利用料金)

- 第9条 指定管理者は、指定管理保育所において午後6時30分を超えて保育を行つたときは、入所者の保護者又は扶養義務者から、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を徴収する。

- 2 利用料金の額は、規則で定める額の

	<u>範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。</u> 3 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u> <u>(協定の締結)</u> 第10条 <u>区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。</u> (1) <u>管理の業務の実施及びその報告に関する事項</u> (2) <u>個人情報その他の指定管理保育所の管理の基準に関する事項</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、指定管理保育所の管理に関し必要な事項</u> (委任) 第5条 略
	<u>範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。</u> 3 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u> <u>(協定の締結)</u> 第10条 <u>区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。</u> (1) <u>管理の業務の実施及びその報告に関する事項</u> (2) <u>個人情報その他の指定管理保育所の管理の基準に関する事項</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、指定管理保育所の管理に関し必要な事項</u> (委任) 第11条 略

附則第3項による改正（杉並区保育料等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(区立保育所等延長保育料) 第6条 教育・保育給付認定保護者等は、保育料のほか、保育所等条例第1条第1項に規定する杉並区立保育所 又は杉並区立小規模保育事業所において当該教育・保育給付認定子ど	(区立保育所等延長保育料) 第6条 教育・保育給付認定保護者等は、保育料のほか、保育所等条例第1条第1項に規定する杉並区立保育所 (指定管理者が管理するものを除く。)又は杉並区立小規模保育事業所において当該教育・保育給付認定子ど

もに係る保育必要量を超えて当該教育・保育給付認定子どもが保育を受けたときは、当該保育に係る費用（以下「区立保育所等延長保育料」という。）を区長に納付しなければならない。 2 略	もに係る保育必要量を超えて当該教育・保育給付認定子どもが保育を受けたときは、当該保育に係る費用（以下「区立保育所等延長保育料」という。）を区長に納付しなければならない。 2 略
--	--

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第 3 6 号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

杉並区立自転車駐車場条例（平成 5 年杉並区条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「別表第 1」の次に「及び別表第 2」を加える。

第 4 条第 1 項中「駐車場」の次に「（別表第 1 に規定する駐車場に限る。）」を加え、「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

第 1 1 条を第 1 9 条とし、第 1 0 条の次に次の 8 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 1 1 条 区長は、駐車場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、駐車場の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

（1） 第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により駐車場の使用を承認すること又は同条第 3 項の規定により、同項各号のいずれかに該当すると認めたときに、使用を承認しないこと。

（2） 第 7 条の規定により、同条第 1 号に該当するとき、使用者が使用の目的若しくは指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が特に必要と認めたときに、駐車場の使用を停止し、又は使用の承認を取り消すこと。

（3） 前条第 1 項に規定する自転車の保管に関する業務

（4） 駐車場の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

（5） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（管理の業務を行うことができない法人等）

第 1 2 条 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれら

に準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「無限責任社員等」という。）となっている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

2 区長又は副区長が無限責任社員等となっている法人その他の団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。）は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

3 杉並区教育委員会の教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となっている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

（指定管理者の指定）

第13条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

（1） 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

（2） 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

（3） 駐車場の効用を最大限に発揮させるとともに、自転車の利用者の利便を図ることができること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

（指定管理者の指定の取消し等）

第14条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- (2) 前条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に駐車場の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第3に定める使用料を徴収する。

3 前項の場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「別表第1」とあるのは「別表第2」とする。

(指定管理者の告示)

第15条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第17条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
- (2) 個人情報の取扱いその他の駐車場の管理の基準に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項

(利用料金等)

第18条 駐車場（別表第2に規定する駐車場に限る。以下この条において同じ。）に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

- 2 駐車場の利用料金は、別表第3のとおりとする。
- 3 利用料金は、使用の承認を受けた際に納付しなければならない。ただし、1回使用の利用料金は、出場の際に納付しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 5 第5条及び第6条の規定は、指定管理者が駐車場の使用を承認し、利用料金を収受する場合について準用する。この場合において、第5条及び第6条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

別表第1中「第1条」の次に「、第4条」を加え、同表杉並区立新高円寺地下自転車駐車場の項、杉並区立南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場の項、杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場の項、杉並区立高円寺北自転車駐車場の項及び杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場の項を削る。

別表第2（付記を除く。）中「第4条」の次に「、第14条、第18条」を、「使用料」の次に「又は利用料金」を、「別表第1」の次に「及び別表第2」を加え、同表付記1中「の使用料」の次に「又は利用料金」を、「自転車にあつては規定使用料」の次に「又は規定利用料金」を加え、同表付記2中「使用料」の次に「又は利用料金」を加え、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。
別表第2（第1条、第18条関係）

名称	位置
杉並区立新高円寺地下自転車駐車場	杉並区梅里一丁目7番20号
杉並区立南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場	杉並区成田東四丁目37番6号
杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場	杉並区阿佐谷南一丁目15番19号
杉並区立高円寺北自転車駐車場	杉並区高円寺北三丁目20番23号
杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場	杉並区阿佐谷南三丁目2番32号
杉並区立南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場	杉並区成田東五丁目41番8号

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の杉並区立自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）第13条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても新条例第13条から第15条まで（第14条第2項及び第3項を除く。）及び第17条の規定の例により行うことができる。
- 3 新条例別表第2に規定する杉並区立新高円寺地下自転車駐車場、杉並区立南阿佐ヶ谷第一自転車駐車場、杉並区立南阿佐ヶ谷第二自転車駐車場、杉並区立高円寺北自転車駐車場及び杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場（以下「杉並区立新高円寺地下自転車駐車場等」という。）の使用の承認その他の施行日以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- 4 施行日前に区長に対して行われた新条例別表第2に規定する杉並区立新高円寺地下自転車駐車場等の施行日以後の使用の申請その他の行為又は区長が行った使用の承認その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。
- 5 施行日前に改正前の杉並区立自転車駐車場条例第4条の規定により施行日以後の杉並区立新高円寺地下自転車駐車場等の使用に係る使用料を納付した者は、新条例第18条の規定により、施行日以後の杉並区立新高円寺地下自転車駐車場等の使用に係る利用料金を指定管理者に納付したものとみなす。

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
（設置） 第1条 自転車の利用者の利便を図り、区民の良好な生活環境の向上に資するため、杉並区立自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を別表第1及び別表第2のとおり設置する。 （使用料等） 第4条 駐車場（別表第1に規定する駐車場に限る。）の使用料は、別表第3のとおりとする。 2 略 （指定管理者による管理） 第11条 区長は、駐車場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、駐車場の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。 （1） 第3条第1項及び第2項の規定により駐車場の使用を承認すること又は同条第3項の規定により、同項各号のいずれかに該当すると認めたときに、使用を承認しないこと。	（設置） 第1条 自転車の利用者の利便を図り、区民の良好な生活環境の向上に資するため、杉並区立自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を別表第1 _____ のとおり設置する。 （使用料等） 第4条 駐車場 _____ の使用料は、別表第2のとおりとする。 2 略

(2) 第7条の規定により、同条第1

号に該当するとき、使用者が使用の
目的若しくは指定管理者の指示に違
反したとき、又は指定管理者が特に
必要と認めたときに、駐車場の使用
を停止し、又は使用の承認を取り消
すこと。

(3) 前条第1項に規定する自転車の

保管に関する業務

(4) 駐車場の施設及び設備の維持管

理（大規模の修繕を除く。）に関す
る業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、区

長が必要と認める業務

(管理の業務を行うことができない法人
等)

第12条 区議会議員が無限責任社員、

取締役、執行役若しくは監査役又はこ
れらに準ずべき者、支配人及び清算人
（以下この条において「無限責任社員
等」という。）となっている法人その
他の団体は、指定管理者として管理の
業務を行うことができない。

2 区長又は副区長が無限責任社員等と

なっている法人その他の団体（区が資
本金、基本金その他これらに準ずるも
のの2分の1以上を出資しているもの
を除く。次項において同じ。）は、指
定管理者として管理の業務を行うこと

ができない。

- 3 杉並区教育委員会の教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となっている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

（指定管理者の指定）

- 第13条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

- 2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

- 3 区長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

（1） 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

（2） 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

(3) 駐車場の効用を最大限に発揮させるとともに、自転車の利用者の利便を図ることができること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第14条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

(2) 前条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時に駐車場の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第3に定める使用料を徴収する。

3 前項の場合における第4条の規定の

適用については、同条第1項中「別表第1」とあるのは「別表第2」とする。

(指定管理者の告示)

第15条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第17条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 管理の業務の実施及びその報告に関する事項

(2) 個人情報の取扱いその他の駐車場の管理の基準に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項

(利用料金等)

第18条 駐車場（別表第2に規定する駐車場に限る。以下この条において同

じ。)に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 駐車場の利用料金は、別表第3のとおりとする。

3 利用料金は、使用の承認を受けた際に納付しなければならない。ただし、1回使用の利用料金は、出場の際に納付しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 第5条及び第6条の規定は、指定管理者が駐車場の使用を承認し、利用料金を収受する場合について準用する。この場合において、第5条及び第6条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 略

(委任)

第11条 略

案 内 図

杉並区立南阿佐ヶ谷第四自転車駐車場

